

# 社人研だより

NO. 13 (2023年10月)

多様な価値を認め合う共生社会の実現を目的とした『パートナーシップ宣誓制度』は、今年4月に豊後高田市でも導入されました。今回は、6月の国会で成立した『LGBT理解増進法』について一緒に学びましょう。



## LGBT理解増進法とは

性的マイノリティ（少数派）に対する基礎知識を広げることで国民全体の理解の増進を促す法律です。

### 【目的】

※性的指向及び※ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指す。

### 【基本理念】

性的指向およびジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない。

※国や地方公共団体、企業、学校が必要な施策や環境整備などを進めるよう明記している。

### ●留意事項を規定

措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、**すべての国民が安心して生活できることとなるよう留意する。**

## 留意事項について

・性的マイノリティ、マジョリティ（多数派）の双方の間で、様々な不安や問題が出ている。

（トイレ・お風呂等女性スペースの問題等）

・性的マイノリティの人も、それ以外の人も安心して生活できる環境づくりが必要である。

・留意事項に定められている内容は、法律の「目的」や「基本理念」で謳われている共生社会の理念と同じものであるが、これを強調する趣旨で留意事項として入れたものであり、**法制上の効果は変わらない。**

この文言に、少数派は、「私たちは多数派を不安にさせる存在なのか」と感じ、「多数者が認める範囲内ではしか少数者の人権が認められない」のではと懸念もしている。

※性的指向：好きになる性別

※ジェンダーアイデンティティ：性同一性、性自認、心の性



## LGBT理解増進法に基づく施設の利用について

この法律により、男女が区別されている施設の利用が変わるものではありません。

仮に※トランスジェンダー女性が女子トイレを使う場合、周りの人との関係性を留意しながら利用しています。施設の利用のことで、いちばん神経をすり減らしているのはトランスジェンダー女性たちです。問題なのは“偽装する”犯罪者であって、トランスジェンダーではありません。人権と犯罪を一緒くたにした議論はすべきでなく、今回の性的マイノリティに対する理解増進や差別の解消という法律の趣旨とは相反しています。

※トランスジェンダー女性：身体の性と心の性が一致しないトランスジェンダーのうち、身体的性別は男性だが性自認は女性である人たち。

## 誰もが自分らしく生きられるように！

この法の成立までに深く傷つき、生きることへの恐怖を覚えた性的マイノリティの方がいる現実があるのも否めません。

ただ、社会の意識は少しずつですが確実に変わってきています。

私たちも「あたりまえ」「ふつう」の考えで、他人を差別し、傷つけていないかを再度確認し、誰もが自分らしく生きられる

「人権のまち・豊後高田市」になれるようにみんなで努力しましょう！



## 令和5年度 身近なじんけん講座

さまざまな人権の課題を、暮らしの中の身近な問題として、正しく認識することを目的に、今年度は全3回の講座を開催します。  
オンライン開催により、市報、市HPで案内しております。  
実施内容は下記のとおりです。

### 第1回 6/28 (水) **終了しました!**

『マンガ・絵本・小説から考える『じんけん』  
～「ドラえもん」から「僕のヒーローアカデミア」まで～』

講師：広辺 和隆さん（絵本専門士）

日ごろみなさんが、よく知っているマンガや絵本「ワンピース」「映画ドラえもん のび太の月面探査記」「あらしのよるに」「BEASTARS」などをとりあげ、ストーリーに沿って、他の人を思いやる気持ちや接し方など、人生を生きるためのヒントを教えてくださいました!



### 第2回 9/27 (水) **終了しました!**

『いのちの大切さを子どもたちにどう伝えるか』

講師：長谷川 満（家庭教師システム学院代表）

子どもたちが自分を大切に思う気持ち、『自尊心』があると相手も大切に思えます。自尊心を育てることが「命の大切さ」を伝える上でとても重要になります。今、子どもたちにとって最も必要なメッセージとは「命は大切だ」じゃなくて「あなたが大切だ」という心からの言葉や関わりです。そういう言葉や関わりこそが子どもの自尊心を高め、自己肯定感を育みます。

### 第3回 **1月下旬予定!**

『私は部落から逃げてきた』

講師：西田 昌也さん（西日本新聞記者）

西日本新聞社に入社し、全国水平社設立100年の節目の22年に始まった企画「人権新時代」の中で、連載「私は部落から逃げてきた」を担当。被差別部落に生まれたことを明かしたうえで、現在も残る部落問題を伝えます。

### 豊後高田市社人研とは？

（豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会）

人権問題の解決に研究・教育を通じて貢献することを目的に、教育委員会、青少年健全育成やPTA等の社会教育関係の団体の代表によって構成されています。主体的に学習し、また、人権意識の高揚が図れるよう、各種研修会の開催や社人研だよりを発行するなどして、啓発活動を行っています。



### 【発行】豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会

（事務局：教育総務課生涯学習係） TEL：0978-53-5112 FAX：0978-53-4731

※R4年6月より豊後高田市社会人権同和教育研究会から『豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会』に名称が変わりました。